

# 人事行政の運営等の状況の公表について

平成26年10月

青森市総務部人事課

～ 目 次 ～

1	職員の任免及び職員数に関する状況	—————	P1
2	職員の給与の状況	—————	P3
3	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	—————	P6
4	職員の休業の状況	—————	P8
5	職員の分限及び懲戒処分の状況	—————	P9
6	職員のサービスの状況	—————	P10
7	職員の研修及び勤務成績の評定の状況	—————	P11
8	職員の福祉及び利益の保護の状況	—————	P14

(注1)

本公表における対象職員は、特に注意書きがない限り、一般職(教育長を含まない。)に属する職員であり、再任用フルタイム勤務職員及び退職者を含み、臨時的任用職員、非常勤職員を除きます。

(注2)

各部門の職員数は、総務省の定員管理調査の区分によるものであり、各部署等に配置されている職種区分とは異なります。

# 1 職員の任免及び職員数に関する状況

## (1) 総職員数

(単位：人)

区 分		条例定数	H25.4.1 a		H26.4.1 b		比較 b-a	
市長事務部局	市民病院を除く事務部局	1,506	1,312	(170)	1,323	(162)	11	(8)
	市民病院	644	613	(3)	615	(2)	2	(1)
議会事務部局		22	16	(0)	16	(0)	0	(0)
教育委員会	事務部局	200	176	(7)	162	(5)	14	(2)
	学 校	160	101	(34)	108	(27)	7	(7)
選挙管理委員会事務部局		11	7	(0)	7	(0)	0	(0)
監査委員事務部局		8	7	(1)	7	(1)	0	(0)
農業委員会事務部局		19	12	(2)	12	(2)	0	(0)
公営企業	水道事業	161	139	(20)	140	(22)	1	(2)
	自動車運送事業	211	154	(31)	149	(24)	5	(7)
計		2,942	2,537	(268)	2,539	(245)	2	(23)

(注) ( )内は、再任用短時間勤務職員数(外数)です。

## (2) 部門別職員数

(単位：人)

部 門		H25.4.1 a		H26.4.1 b		比較 b-a	
一般行政部門	議 会	16	(0)	16	(0)	0	(0)
	総 務	279	(56)	290	(53)	11	(3)
	税 務	111	(8)	111	(2)	0	(6)
	民 生	203	(4)	210	(5)	7	(1)
	衛 生	212	(42)	213	(41)	1	(1)
	労 働	4	(0)	4	(0)	0	(0)
	農林水産	85	(6)	76	(5)	9	(1)
	商 工	51	(0)	60	(0)	9	(0)
土 木	194	(30)	190	(30)	4	(0)	
小 計	1,155	(146)	1,170	(136)	15	(10)	
特別行政部門	教 育	277	(41)	270	(32)	7	(9)
公営企業等 会計部門	病 院	613	(3)	615	(2)	2	(1)
	水 道	139	(20)	140	(22)	1	(2)
	交 通	154	(31)	149	(24)	5	(7)
	下 水 道	98	(18)	98	(18)	0	(0)
	そ の 他	101	(9)	97	(11)	4	(2)
小 計	1,105	(81)	1,099	(77)	6	(4)	
合 計		2,537	(268)	2,539	(245)	2	(23)

(注) ( )内は、再任用短時間勤務職員数(外数)です。

## (3) 職種別職員数

(単位：人)

職種区分		H25.4.1 a	H26.4.1 b	比較 b-a
事 務		1,148	1,160	12
電 気		82	79	3
機 械		55	55	0
土 木		140	138	2
建 築		42	41	1
化 学		23	22	1
農 林		18	21	3
水 産		6	6	0
生 産		2	2	0
そ の 他 の 技 師		1	1	0
保 育 士		7	8	1
保 養 士		8	9	1
保 健 師		41	43	2
医 師		62	64	2
獣 医 師		3	3	0
薬 劑 師		24	25	1
看 護 師		431	425	6
診 療 放 射 線 技 師		22	24	2
臨 床 検 査 技 師		26	28	2
臨 床 工 学 技 士		5	5	0
理 学 療 法 士		6	6	0
そ の 他 の 医 療 職		10	10	0
八 又 運 転 士		108	104	4
技 能 労 務		245	242	3
教 育		22	18	4
計		2,537	2,539	2

(注) 昨年度まで「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき公益的法人等に派遣されている職員については、本公表の対象職員として計上していなかった(H25:7人)が、今年度から該当派遣先の機関において属している職務の性格によりそれぞれ該当する部門に分類した。

## (4)地位別職員数

(単位:人)

区分	H25.4.1 a	左のうち男女別		H26.4.1 b	左のうち男女別		比較 b-a	左のうち男女別	
		男	女		男	女		男	女
部長級	29	26	3	30	28	2	1	2	1
次長級	38	37	1	41	38	3	3	1	2
課長級	196	174	22	202	179	23	6	5	1
主幹級	293	236	57	286	234	52	7	2	5
主査級	603	427	176	642	445	197	39	18	21
一般職員	1,378	715	663	1,338	696	642	40	19	21
計	2,537	1,615	922	2,539	1,620	919	2	5	3

## (5)年齢別職員数

(単位:人)

区分	~20歳	21歳~25歳	26歳~30歳	31歳~35歳	36歳~40歳	41歳~45歳	46歳~50歳	51歳~55歳	56歳~60歳	61歳以上	計
H25.4.1 a	9	125	244	373	526	421	319	253	259	8	2,537
H26.4.1 b	23	104	247	353	513	468	319	260	246	6	2,539
b-a	14	21	3	20	13	47	0	7	13	2	2

## (6)平成25年度職員採用試験実施状況

## 上級試験

(単位:人、倍)

試験職種	採用予定人数	申込者数	受験者数	1次試験合格者数	最終合格者数	競争率
事務	30	507	469	95	40	11.7
事務(企業等職務経験者)	若干名	50	49	15	8	6.1
電気	9	15	14	8	2	7.0
電気(企業等職務経験者)	若干名	1	1	0	0	-
機械	7	10	9	4	1	9.0
機械(企業等職務経験者)	若干名	1	1	1	1	1.0
土木	15	43	41	30	13	3.2
土木(企業等職務経験者)	若干名	2	2	0	0	-
化学	2	18	18	5	2	9.0
農林	1	11	10	5	3	3.3
消防	2	48	47	7	2	23.5

## 初級・その他試験

(単位:人、倍)

試験職種	採用予定人数	申込者数	受験者数	1次試験合格者数	最終合格者数	競争率
事務	12	111	108	44	22	4.9
電気	若干名	3	3	1	1	3.0
機械	若干名	0	0	0	0	-
土木	若干名	8	8	6	2	4.0
消防	5	59	55	19	7	7.9
精神保健福祉士	2	31	26	6	3	8.7

## 身体障がい者試験

(単位:人、倍)

試験職種	採用予定人数	申込者数	受験者数	1次試験合格者数	最終合格者数	競争率
事務(上級)	若干名	2	2	1	0	-
事務(初級)	若干名	2	2	1	1	2.0

## 医療職試験

(単位:人、倍)

試験職種	採用予定人数	申込者数	受験者数	1次試験合格者数	最終合格者数	競争率
獣医師	1	1	0	0	0	-
薬剤師	10	12	12	10	5	2.4
栄養士	1	29	26	5	1	26.0
看護師	27	27	26	26	22	1.2
保健師	2	9	9	5	3	3.0
診療放射線技師	5	13	13	9	5	2.6
臨床検査技師	7	14	9	7	6	1.5

## (7)平成25年度職種別事由別退職者数

(単位:人)

職種	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他				合計
				分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	
一般行政職	43	8	9	0	0	0	0	60
医療職	9	8	27	0	0	0	1	45
消防職	7	1	0	0	0	0	0	8
企業職	16	3	0	0	0	0	1	20
技能労務職	6	0	0	0	0	0	2	8
教育職	0	0	5	0	0	0	0	5
計	81	20	41	0	0	0	4	146

## 2 職員の給与の状況

### (1)人件費の状況（24年度普通会計決算）

住民基本台帳 人口25.3.31	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 ( B / A )	23年度の 人件費率
人 298,462	千円 121,188,446	千円 1,554,316	千円 13,465,275	% 11.1	% 11.8

### (2)職員給与費の状況（25年度普通会計予算）

職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 ( B / A )
	給 料	職員手当	期 末・ 勤勉手当	計 B	
人 1,454	千円 5,579,713	千円 980,598	千円 1,957,001	千円 8,517,312	千円 5,858

（注）給与費は、当初予算に計上された額です（職員手当には退職手当は含みません）。

### (3)平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

平成25年4月1日現在

区 分	一 般 行 政 職		
	平均給料 月 額	平均給与 月 額	平均年齢
青森市	円 317,228	円 373,564	歳 41.0
国	332,446	-	43.1

（注）平均給与月額は、平均給料月額に扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などの諸手当を含みます（この内容に対応した国の平均給与月額は公表されていません）。

### (4)初任給の状況（一般行政職）

平成25年4月1日現在

区 分	青 森 市		国
	初任給	採用2年 経過日	
大学卒	円 172,200	円 185,800	同じ
高校卒	140,100	149,800	

### (5)経験年数別及び学歴別平均給料月額の状況（一般行政職）

平成25年4月1日現在

区 分	経験年数7年 以上10年未満	経験年数10年 以上15年未満	経験年数15年 以上20年未満
大学卒	円 239,100	円 280,900	円 327,600
高校卒	195,900	240,500	286,100

（注）経験年数とは、卒業後直ちに採用されている場合は、採用後の年数をいいます。

## (6) 一般行政職の級別職員数の状況

平成25年4月1日現在

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
標準的な 職務内容	主事 技師	主事 技師	主査	主幹	主幹	課長 副参事	次長 参事	部長 理事	
職員数	人 175	人 294	人 394	人 67	人 138	人 116	人 28	人 23	人 1,235
構成比	% 14.2	% 23.8	% 31.9	% 5.4	% 11.2	% 9.4	% 2.3	% 1.9	% 100

## (7) 職員手当の状況

扶養手当、住居手当及び通勤手当

平成25年4月1日現在

区 分	青 森 市	国
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者...13,000円</li> <li>・その他 1人につき...6,500円 (配偶者がいない場合の1人目...11,000円)</li> <li>・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 ...1人につき5,000円を加算</li> </ul>	同 じ
住居手当	・借家、借間...限度額27,000円	同 じ
通勤手当	通勤距離が2km以上の場合支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>・バスなどの利用者...限度額70,000円</li> <li>・自動車などの使用者 四輪自動車以外...2,000円～24,500円 四輪自動車 ...2,000円～35,000円</li> </ul>	バスなどの利用者は 同じ 自動車などの使用者 ...2,000円 ～24,500円

## 特殊勤務手当及び時間外勤務手当（平成25年度）

区 分	全 職 種	
特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合	38.3%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成24年度）	84,195円
	手当の種類	44種類
	代表的な手当	税務手当 清掃業務手当 下水処理作業手当
時間外勤務手当	職員1人当たりの平均支給年額（平成24年度）	229,304円

期末・勤勉手当の支給割合

(平成25年度)

区 分		青 森 市		国	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
支給期	6月期	1.175月分	0.675月分	1.225月分	0.675月分
		(0.65月分)	(0.325月分)	(0.65月分)	(0.325月分)
	12月期	1.325月分	0.675月分	1.375月分	0.675月分
		(0.75月分)	(0.325月分)	(0.80月分)	(0.325月分)
計		2.5月分	1.35月分	2.6月分	1.35月分
		(1.4月分)	(0.65月分)	(1.45月分)	(0.65月分)
前年度比		増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
		( 0.05月分)	(増減なし)	(増減なし)	(増減なし)

(注1) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置があります。

(注2) ( )内は再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

退職手当

平成25年4月1日現在

区 分		青 森 市		国
		自己都合退職	勸奨・定年退職	
勤続年数	20年	23.03月分	28.7875月分	同 じ
	25年	32.83月分	38.955月分	
	35年	46.55月分	55.86月分	
	最高支給限度額	55.86月分	55.86月分	
定年前早期退職特例措置		2%～20%加算		同 じ
1人当たり平均支給額		19,029千円		-

(注) 1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した全職員に支給した退職手当の平均です。

(8)特別職の報酬などの状況

平成25年4月1日現在

区 分	給料・報酬月額	期 末 手 当	
市 長	908,600円	(平成25年度支給割合)	
副市長	828,590円	6月期	1.35月分
議 長	646,200円	12月期	1.5月分
副議長	592,200円	計	2.85月分
議 員	569,700円	(前年度比 増減なし)	

(9)その他

期末手当の支給割合以外の項目については、平成25年度の給与改定が反映されていない遡及前の数値となっております。

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1)一般職員の勤務時間の状況

区 分	平成25年度	平成26年度
1週間の正規の勤務時間	38時間45分	38時間45分
1日の正規の勤務時間	7時間45分	7時間45分
開 始 時 刻	8時30分	8時30分
終 了 時 刻	17時00分	17時00分

#### (2)一般職員の年次有給休暇

区 分	内 容
付与日数(1年間)	20日
繰越限度日数(1年間)	20日以内
平均取得日数(H25年度実績)	11.1日

#### (3)特別休暇の取得状況(平成25年度)

区 分	期 間	日 数	対象者(人)
公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	0	0
裁判員、証人等として国会、裁判所等に出頭する場合	必要と認められる期間	0.5	1
骨髄提供者となる場合	必要と認められる期間	0	0
ボランティア活動に参加する場合	5日以内	0	0
結婚する場合	連続する7日以内(週休日及び休日を除く)	162	31
女子職員の出産場合	出産の予定日以前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)及び出産の日後8週間	4,853	56
職員が生後満1年6か月に達しない乳児の授乳等を行う場合	1日2回 各60分以内の時間	3,574 h	30
妊婦の通勤緩和	勤務時間の始め又は終わりに1日を通して1時間以内	0	0
妊娠中及び出産後1年以内の女子職員が健康診査を受ける場合	・妊娠満23週までは4週間に1回 ・妊娠満24週から満35週までは2週間に1回 ・妊娠満36週から出産までは1週間に1回 それぞれの1回について1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認める時間	51.9	18
妻が出産する場合	職員の妻が出産した日以降30日以内において4日	116.3	41
育児参加をする場合	5日以内	35.6	11
負傷又は病気の小学校就学前の子の看護をする場合	5日以内(養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日)	1,009.2	224
短期の介護をする場合	5日以内(要介護者が2人以上の場合は10日)	177.6	40
親族が死亡した場合	親族に応じた日数	732	311
配偶者、子及び父母を追悼する場合	回忌等の祭事や法事に対して1日	46	45
夏季における心身の健康の維持・増進等の場合	6月～9月までの期間における4日以内	8,591	2,297
災害により滅失等した住居の復旧作業等の場合	7日以内	0	0
災害・交通機関の事故等により出勤が著しく困難な場合	必要と認められる期間	1.1	4
災害時に退勤途上の身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間	0	0

## (4) 病気休暇の取得状況(平成25年度)

(単位:日、人)

区 分	期 間	日 数	対象者(実人数)
公務上の負傷疾病	療養に必要と認める期間	77.39	2
結核性疾病	1年以内において医師の必要と認められた期間	0	0
女子職員の生理	2日以内	55	9
上記以外の負傷又は疾病	90日以内の期間(任命権者が特に必要と認めるものは180日)	7,622.12	216
計		7,754.51	227

(注)日数は、週休日を含む日数です。

## (5) 介護休暇の取得状況(平成25年度)

(単位:人)

区分	介護休暇 取得者数	要介護者数(職員との続柄別)							
		配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:人)

区分	介護休暇承認期間						
	計	1月以下	1月を超え 2月以下	2月を超え 3月以下	3月を超え 4月以下	4月を超え 5月以下	5月超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

(注)介護休暇…配偶者等が2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合、連続する6月の期間内において必要と認められる期間取得できます。

4 職員の休業の状況

育児休業等の取得状況

(単位：人)

区分	平成25年度の取得者数			平成25年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数			
	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児短時間勤務者数	育児休業対象者数	うち育児休業取得者数	うち部分休業取得者数	うち育児短時間勤務者数
男性職員	1	0	0	52	0	0	0
	0	0	0				
女性職員	44	3	0	44	44	0	0
	51	5	0				
計	45	3	0	96	44	0	0
	51	5	0				

(注1) 育児休業...子が3歳に達する日まで休業することができます。

部分休業...子が小学校就学の始期に達する前日まで、1日を通じて2時間以内で休業することができます。

育児短時間勤務...子が小学校就学の始期に達する前日まで、条例等で定める短時間勤務形態での勤務となります。

(注2) 上段は平成25年度に新たに取得した者の数

下段は平成24年度以前から引き続いて取得している者の数

(1) 育児休業承認期間 (平成25年度中に新たに取得した職員について)

(単位：人)

区分	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	計
男性職員	1	0	0	0	0	0	1
女性職員	2	20	11	4	3	4	44
計	3	20	11	4	3	4	45

(2) 部分休業承認期間 (平成25年度中に新たに取得した職員について)

(単位：人)

区分	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	計
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	3	0	0	0	0	0	3
計	3	0	0	0	0	0	3

1日の部分休業取得時間 (平均)				計
30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	
0	0	0	0	0
0	2	0	1	3
0	2	0	1	3

## 5 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1)分限処分

分限処分とは、公務能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をする権限を任命権者に認める処分であり、他方、職員の身分保障の観点からはその処分権限を発動し得る場合を限定したものです。

#### 分限処分の種類

- ア 免職 公務能率を維持する見地から、職員をその意に反してその職を失わせること。
- イ 休職 職員に職を保有させたまま、一定期間職務に従事させない処分のこと。
- ウ 降任 職員の現に有する職よりも下位の職に任命する処分のこと。
- エ 降給 職員が現に決定されている給料よりも低い額の給料に決定する処分のこと。

平成25年度分限処分件数(ここでいう「法」とは地方公務員法を指す。以下同じ。)

(単位：人)

事 由	種 類	降任	免職	休職	降給	合計	失職
		勤務実績が良くない場合	法第28条第1項第1号	0	0	0	0
心身の故障の場合	法第28条第1項第2号、 第2項第1号	0	0	17	0	17	0
職務に必要な適格性を欠く場合	法第28条第1項第3号	0	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少による過員を生じた場合	法第28条第1項第4号	0	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	法第28条第2項第2号	0	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	法第27条第2項	0	0	0	0	0	0
計		0	0	17	0	17	0
地公法第28条第4項により失職した者		0	0	0	0	0	0
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者		0	0	0	0	0	0

(注)件数は平成25年度中に発令したものの。

### (2)懲戒処分

懲戒処分は、当該公務員に職務上の義務違反、その他、単なる労使関係の見地においてではなく、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務することをその本質的な内容とする勤務関係の見地において、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を確認し、公務員関係の秩序を維持するため科される制裁であり、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。

#### 懲戒処分の種類(効果)

- ア 戒告 職員の服務規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分のこと
- イ 減給 一定期間、職員の給料の一定割合を減額して支給する処分のこと
- ウ 停職 職員を懲罰として職務に従事させない処分のこと
- エ 免職 職員を懲罰として義務違反を行った職員の身分を奪い、勤務関係から排除する処分のこと

平成25年度懲戒処分件数

(単位：人)

事 由	種 類	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
		法令に違反した場合	法第29条第1項第1号	2	0	1	0
職務上の義務違反又は職務を怠った場合	法第29条第1項第2号	0	0	0	0	0	7
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	法第29条第1項第3号	0	0	0	0	0	0
計		2	0	1	0	3	11

(注1)件数は平成25年度中に発令したものの。

(注2)再任用短時間勤務職員、臨時職員、非常勤職員を含みます。

## 6 職員のサービスの状況

### (1)職務に専念する義務の免除

職員は、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないものでありますが、例外的に法律又は条例に特別の定めがある場合には免除されます。

#### 免除の例

##### ア 法律による免除の例

- ・分限処分としての休職
- ・懲戒処分としての停職
- ・在籍専従（休職）
- ・適法な交渉への参加
- ・教育公務員の研修への参加
- ・公民権の行使
- ・年次有給休暇
- ・特別休暇
- ・育児休業
- ・介護休暇

##### イ 職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の例

- ・研修を受ける場合
- ・厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ・任命権者の定める場合

#### 免除の状況イに関するもの（平成25年度実績）

（単位：件）

区 分	許可件数	左の主な内容
研修を受ける場合	11	セミナー出席等
厚生に関する計画の実施に参加する場合	2,937	定期健康診断、人間ドック等
任命権者の定める場合	892	
選挙事務への従事によるもの	360	市長選、参議院議員選
組合事務への従事によるもの	0	
国勢調査等への従事によるもの	0	
その他	532	定年退職者説明会等
計	3,840	

### (2)営利企業等への従事制限

職員は、市長をはじめとする任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員を兼ねること、自ら営利を目的とする私企業を営むこと及び報酬を得て何らかの事務又は事業に従事することができないこととされております。

#### 制限される行為

- ア 営利企業等の役員を兼ねること
- イ 自ら営利を目的とする私企業を営むこと
- ウ 報酬を得て何らかの事務又は事業に従事すること

#### 許可の状況（平成25年度実績）

（単位：件）

区 分	許可件数	左の主な内容
営利企業等の役員を兼ねること	3	市の出資する企業の役員への就任
自ら営利を目的とする私企業を営むこと	3	不動産の賃貸
報酬を得て何らかの事務又は事業に従事すること	119	消防団活動への従事等
計	125	

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)研修実績（平成25年度）

（単位：人）

事業区分	実施区分	研修名	対象職員	実績
必修研修	階層別研修	新採用職員研修（前期）	25年度採用職員	45
		新採用職員研修（中期）	25年度採用職員	45
		新採用職員研修（後期）	25年度採用職員	45
		中堅職員研修	21年度採用職員（上級） 19年度採用職員（初級）	18
		中堅職員研修（接遇）	21年度採用職員（上級） 19年度採用職員（初級）	16
		新任主査級職員研修（リーダーシップ）	H25年度新任主査級職員	77
		新任主査級職員研修（接遇指導者）	H25年度新任主査級職員	78
		T L等職員研修（マネジメント）	H25年度新任TL、前年度未受講者	35
		T L等職員研修（会計・公務員倫理）	H25年度新任TL、前年度未受講者	37
		T L等職員研修（接遇指導者）	H25年度新任TL、前年度未受講者	34
		T L等職員研修（人事評価）	H25年度新任評価者	34
		メンタルヘルスケア研修	課長及びT L等	45
		課長級職員研修（マネジメント）	H25年度新任課長級職員、前年度未受講者	28
		課長級職員研修（コンプライアンス）	課長級以上の職員	27
	特別研修	青函合同政策立案研修	部等の長が指名する者	7
		住民基本台帳ネットワークシステム新任操作者	住民基本台帳ネットワークシステム操作担当	17
		公的個人認証サービス新任業務担当者研修	公的個人認証サービス業務担当	4
		資格取得研修等（社会福祉主事研修を含む）	部等の長が指名する者等	56
		会計庶務事務研修	各課等における会計事務担当職員	54
		会計処理・公金取扱事務等研修	現金出納員 分任出納員	57
		接遇研修（窓口担当職員等）	所属長が指名する者	97
		A E D講習	所属長が指名する者	34
		不当要求防止責任者講習	窓口業務、賦課徴収業務、許認可業務、担当部署の 各課等の長及び、各課等の長が氏名したT L	45
管理者セミナー		課長級以上の職員	146	
市民協働によるまちづくりを推進するセミナー	新任課長級及び主幹級職員	169		
必修研修-小計				1,250
自己啓発研修	県実施	選択研修	希望者	4
		通信教育	希望者	10
		法務研修「政策法務塾」	希望者	5
	自治大学校実施	e - ラーニング	希望者	2
自己啓発研修-小計				21
派遣研修	実務研修	総務省（H25年10月派遣）	H25年度派遣者（公募）	1
		経済産業省	H25年度派遣者（指名）	1
		環境省	H25年度派遣者（指名）	1
		青森県（実務研修制度）	H25年度派遣者（公募・推薦）	1
		地方税電子化協議会	H25年度派遣者（公募・推薦）	1
	実務研修以外	東北自治研修所	部等の長が指名する者等	3
短期研修（市町村アカデミー等）	部等の長が指名する者等	11		
派遣研修-小計				19
合計				1,290

## (2) 勤務成績の評定の状況（人事評価制度について）

### 目的

組織の中において人事管理を行うため、職員の一定期間における職務遂行上発揮された勤務実績や能力、態度、適性等を管理監督者の観察評価により統一的方法で把握しようとするものです。

また、各職場において管理監督者は、部下を将来にわたり人材として質の高い職員となるように育成、指導しなければならないという重要な職務があるが、これらの指導記録や方針として、重要な役割を持つものです。

つまり、人事評価は、被評価者の能力等についての長所・短所をしっかりと把握して職務の割り当てや能力開発を効果的に行い、個々の職員の質を高めることによって、結果として本市の公務能率を向上させることが目的です。

### 評価する範囲

評価期間は、11月から10月までの1年間

### 評価方法

「青森市人材育成基本方針」に定められた「職位に応じた役割」、「職位に応じた求められる能力」等をもとに、各評価要素について評価する。ただし、評価要素以外の要素で特に優れている点があれば、別記する。

### 評価者と被評価者

区分	被評価者	自己評価	育成推進者(1次)	育成協力者(2次)	育成責任者(最終)
管理職員	課長	本人	次長	-	部長
	副参事、課内室長（課長級）	本人	課長	次長	部長
リーダー	リーダー	本人	-	（副参事・他リーダー）	課長
スタッフ	主幹、主査、主事等	本人	リーダー	（他リーダー）	課長
技能労務職員	技能技師、技能主事等	本人	リーダー	（他リーダー）	課長
再任用職員	支所長	不要	次長	-	部長
	専任員	不要	リーダー	（他リーダー）	課長

#### (注1) 育成推進者

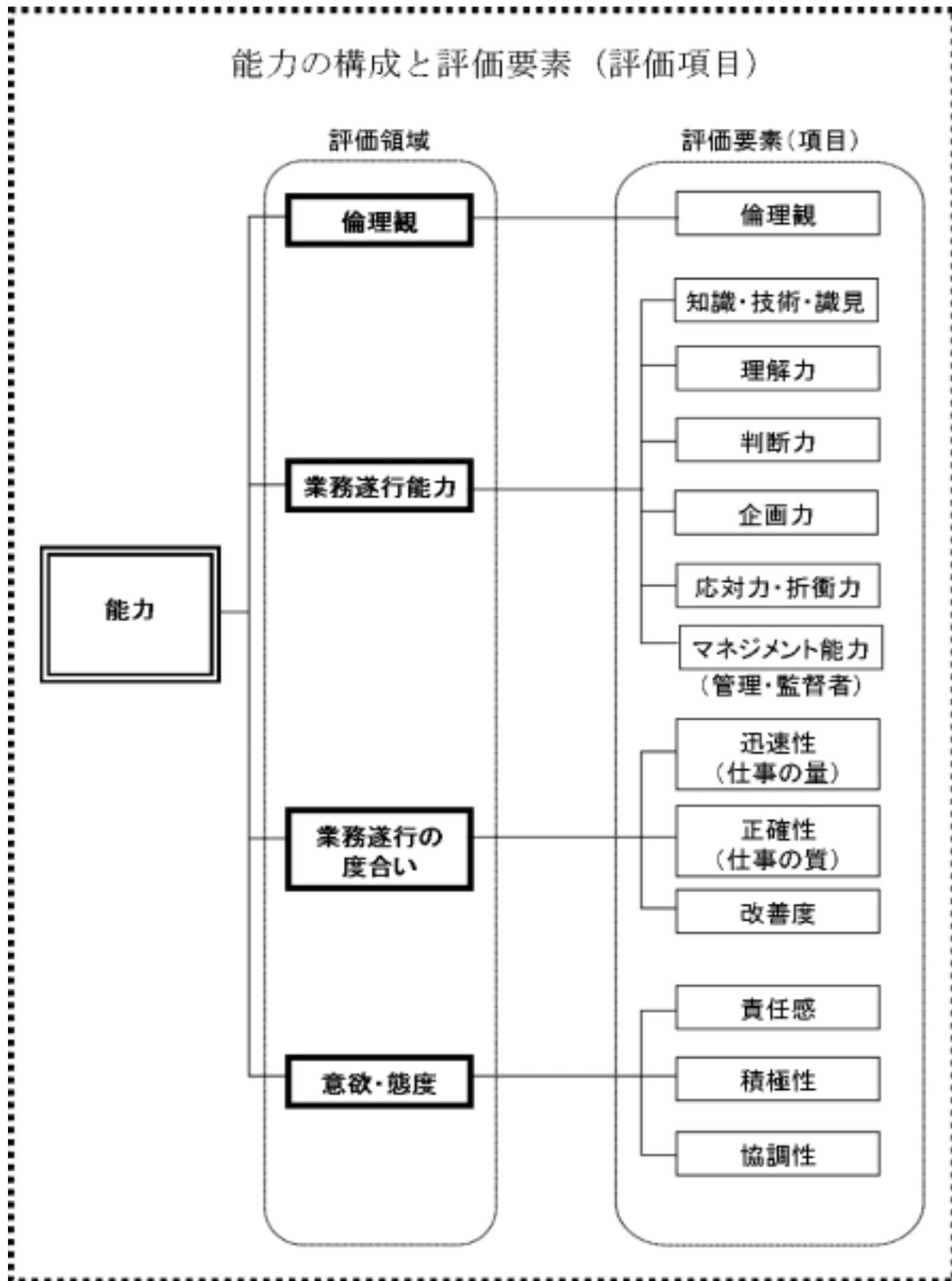
チーム制における職員の能力開発・人材育成について第一義的に責任を有する職員であり、チームのスタッフであれば当該チームのリーダーのこと。複数の基礎的チームに属する職員に対しては、チーム編成権者である課長が「育成推進者」に指定したリーダーのこと。

#### (注2) 育成協力者

職員が複数の基礎的チームに属している場合や勤務公署が異なる場合などに、育成推進者と協力して職員の能力開発・人材育成にあたるチームリーダー等で、課長が「育成協力者」に指定したリーダーのこと。

### 評価基準

ランク	説明
5 特に優れている	当該要素について、その職位において求められる期待水準をはるかに超えている（一つ上の職位に置き換えても、なお優れている。）。
4 優れている（期待水準の100%達成）	当該要素について、その職位において求められる期待水準を完全に満たし、あるいは超えている。
3 普通（期待水準の80%程度）	当該要素について、その職位において求められる期待水準をほぼ充たし、職務を遂行していくうえで特に支障のない水準である。
2 やや劣る	当該要素について、その職位において求められる期待水準よりやや低く、職務を遂行していくうえで、時には支障をきたすことがある水準である。
1 劣る	当該要素について、その職位において求められる期待水準にほど遠く、職務を遂行していくうえで、かなり支障をきたす水準である。



8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)健康診断等の状況（平成25年度）

区分	項目	受診者数
定期健康診断	身体測定・視力・聴力・診察	1,358
	胸部X線	1,144
	心電図	769
	尿検査	1,058
	血圧	1,358
	血液検査	1,357
特殊健康診断		1,824
希望者検診	人間ドック（基本）	985
	人間ドック（肺）	141
	人間ドック（脳）	117
	人間ドック（女性）	275
雇入時健康診断		89
計（延べ）		10,475

(2)公務災害の発生状況（平成25年度）

区分	申請件数	認定件数	不認定件数	継続審議件数
公務災害	9	9	0	0
通勤災害	5	5	0	0

(3)青森県市町村職員共済組合への公費負担（平成25年度）

区分	金額（円）
共済組合負担金	2,626,332,018
追加費用	753,786,532
特定健診負担金	836,728

(4)職員互助会の設置状況（平成25年4月1日現在）

互助会名	会員者数
青森市職員互助会	2,681
青森市交通部共済会	154
青森市水道部職員互助会	140

(5)青森県市町村職員共済組合及び職員互助会の給付事業（主なもの）

事項	共済組合	職員互助会
結婚	-	結婚祝金
死亡	埋葬料	死亡弔慰金
病気・けが	療養費	入院見舞金
災害	災害見舞金	災害見舞金
出産	出産費	出産祝金
入学・卒業	-	入学・卒業祝金
永年勤続	-	永年勤続給付金
育児休業	育児休業手当金	-
介護休業	介護休業手当金	介護休業給付金
病気休業	傷病手当金	病気休業給付金

(注)職員互助会の給付事業は、会員掛金だけで運営しています。

(6)勤務条件に関する措置要求の状況

平成25年3月31日現在 継続件数	平成25年度中 措置要求件数	平成25年度中 処理件数	平成26年3月31日現在 継続件数
0	0	0	0

(7)不利益処分に関する不服申立ての状況

区分	平成25年3月31日現在 継続件数	平成25年度中 不服申立て件数	平成25年度中 処理件数	平成26年3月31日現在 継続件数
分限処分	0	0	0	0
懲戒処分	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	0	0	0	0